

キャリア教育の推進に関する助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人白井工業団地協議会（以下「協議会」という。）は、中学生を対象に職業について考える機会を与える中で、ものづくりや起業などに対する意欲を高めるなど、将来に向けて希望や夢がもてるような授業、取り組み等に対し助成するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャリア教育の意義は、将来、社会人・職業人として自立していくうえで必要な力や勤労観・職業観を身につけることを目的とした取り組みをいうものとする。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付を受けることができる団体（以下「助成対象団体」という。）は、白井市内の中学校とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、補助対象団体が行うキャリア教育に関する事業とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、キャリア教育に関する事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 会食費（1食当たり1回につき800円を超えるもの）
- (2) 白井市内の小・中学校の教員に対する報酬、謝礼金等
- (3) 国、県、白井市その他の団体の補助金の対象となる経費

(助成金額)

第6条 助成金の額は、一つの中学校につき10万円を限度とし、実際に要した助成対象経費の額とする。

(交付申請及び交付決定)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体の代表者（以下「申請者」という。）は、キャリア教育助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、協議会に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他協議会が求める書類

2 協議会は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、キャリア教育助成金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請及び承認)

第8条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容に変更が生じたとき又は助成対象事業を中止し

ようとするときは、キャリア教育助成金変更（中止）承認申請書（第3号様式）により、協議会に申請しなければならない。

2 協議会は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、キャリア教育助成金変更（中止）承認通知書（第4号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに、キャリア教育助成金実績報告書（第5号様式）により、協議会に報告しなければならない。

（確定の通知）

第10条 協議会は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、キャリア教育助成金確定通知書（第6号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により助成金の確定の通知を受けた者は、キャリア教育助成金交付請求書（第7号様式）により、協議会に請求しなければならない。

（概算払いの請求）

第12条 交付決定者は、助成金の概算払を受けようとするときは、キャリア教育助成概算払請求書（第8号様式）により、協議会に請求しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第13条 協議会は、助成対象団体が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（交付の条件）

第14条 交付決定者は、次に掲げる事項の履行に努めるものとする。

- (1) 本助成事業について、学校だよりなどに掲載し、広く周知すること
- (2) キャリア教育に係る事業の公表及びその成果の発表等を行うこと
- (3) 地元人材の活用を図ること
- (4) 学校行事等において、協議会の参加・出席等を求めること
- (5) その他協議会が必要と認めること

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の3役会議において別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、2019年7月1日から施行する。